未来を拓く 商工会議所ニュース
きりしま
2021
3月号
3月26日発行
No. 236

霧島市コロナ対策商品券の使用期限について

3月31日(水)まで

お早めに取扱店のぼり、ステッカーのあるお店でご使用ください。
使用期限経過後は使用できません。

～鹿児島県からのお知らせ～

新型コロナウイルス感染防止チェック期間（毎月5、6、7日などの上旬に確認する取組）における県の取組の一環として、春の移動や歓送迎会等に向けた知事メッセージです。

知事メッセージ（動画）

Go To Eat プレミアム付食事券使用期限が延長となりました!!

食事券が利用できる鹿児島県内の参加店は鹿児島商工会議所HPからご確認いただけます。参加店ステッカーを目印に食事をお楽しみください。

食事券は、令和3年1月18日(月)に完売いたしました。ご購入いただいた皆様、誠にありがとうございました。

お持ちの食事券は使用期限までにお使いください。

商工会議所会員数(3月1日現在)	
総会員数	1,336事業所
個人企業	588事業所
法人企業	748事業所

市の人口と世帯(3月1日現在)	
総人口	124,917人
男	60,256人
女	64,661人
世帯数	61,592戸

主な内容

◆第129回常議員会 …… P2
◆チャリティゴルフ案内 …… P3

Kirishima Chamber of commerce and Industry
霧島商工会議所
発行所／霧島商工会議所　鹿児島県霧島市国分中央三丁目44番36号
TEL（0995）45-0313　FAX（0995）45-5662
URL：http://www.kirishima-cci.or.jp　E-mail：dai@kirishima-cci.or.jp

第129回　常議員会

令和３年２月26日㈮ 霧島商工会議所にて、第129回常議員会が開催されました。
会員加入など７つの議案が上程され、原案通り可決されました。

【審議事項】

・**議案第525号　霧島商工会議所会員加入について**
新規事業所10件を承認、３事業所の脱退がなされ、会員数は1,345事業所となりました。

・**議案第526号　令和２年度霧島商工会議所会計補正予算(案)について**
一般会計のほか３会計の補正予算案について原案通り承認されました。

・**議案第527号　第19回霧島市道義高揚支援チャリティゴルフ大会の開催日程(案)について**
チャリティゴルフ大会の開催日時について令和３年５月15日㈯･22日㈯２日間の開催が承認されました。

・**議案第528号　霧島商工会議所職員の服務に関する規則の一部改正(案)について**
引用法令の適正化に伴う変更が可決承認されました。

・**議案第529号　霧島商工会議所臨時職員の服務に関する規則 及び霧島商工会議所嘱託職員の服務に関する規則の一部改正(案)について**
国の「働き方改革」を背景とした法改正に伴う、非正規職員の規則変更が可決承認されました。

・**議案第530号　霧島商工会議所組織・事務規則等の一部改正(案)について**
原案通り可決承認されました。

・**議案第531号　第48回霧島商工会議所通常議員総会提出議案について**
原案通り可決承認されました。

【報告事項】

部会報告として、本年度活動報告がなされました。

新規会員のご紹介

事業所名	代表者	営業内容	所在地
㈲公清	長　野　明　人	空調設備工事及び製造	霧島市国分野口西30-27
ムーンリバー	山　元　ともみ	飲食業	国分中央3-9-6 平田ビル2F
オッペン化粧品 美楽エステサロン	住　吉　涼　子	化粧品販売、エステ	隼人町小田3065-8 ピュアハイツB
㈱えん	玉　城　一　代	小規模多機能ホーム	国分福島2-14-9
悠整骨院	永　倉　雄　大	整骨院	国分中央6-17-21
かこの小包	髙　橋　美　香	パン、焼菓子製造・卸売	国分広瀬2-31-42
アイケープラス㈱	西中薗　一　平	機械製造・メンテナンス	国分郡田3744-1
㈱志	田　中　昭　二	飲食業	国分野口北4-5
㈱遥工業	平　尾　光　一	建設業	国分清水1-13-5 浜田アパートミルキー203

～鹿児島県警本部からのご案内～

この度、鹿児島県警では運転免許初心運転者の交通事故防止を目的に、交通安全動画を作成致しました。動画投稿サイトYouTubeで公開中ですので、ぜひご覧ください。

【配信中の動画】

1. 交通安全のプロが教える運転の基本
2. 初心運転者期間制度‼赤鬼が詳しく解説
3. 赤鬼も驚く交通事故で背負う４つの責任

鹿児島県警察広報
YouTubeチャンネル

【交通事故の発生状況】

普通自動車及び準中型自動車の運転免許を取得後１年以内、いわゆる「初心運転者」の事故率は全運転者事故率と比べ、1.4倍と高くなっております。（2018年本県統計）初心運転者が起こす交通事故のタイプ別では、突事故、夜間事故、ガードレール等への工作物への衝突事故が多く発生しています。漫然運転防止に努め、緊張感を持った運転に心がけましょう。

第19回 霧島市道義高揚支援 チャリティゴルフ大会

参加者募集!!

「道義高揚」宣言都市　霧島市！！

霧島商工会議所では、市民運動「道義高揚運動」に協力しながら、県央中核都市としてのまちづくりに積極的に取組んでおります。

本大会は、参加者から寄せられた募金を、道義高揚運動・豊かな心推進協議会に寄付させていただき、霧島市が安全でゆとりがあり、良好な生活環境の整った都市環境であることを広く市内外に発信するための一環として開催するものであります。

雨天決行

- 日時／2021年5月15日(土)　午前7時30分スタート(40組)
- 日時／2021年5月22日(土)　午前7時30分スタート(40組)
- 場所／霧島ゴルフクラブ　TEL.(0995)78−2324

詳しくは別紙折込をご覧ください。

きりしま創業スクールを開催

霧島商工会議所では、中小企業者の創業支援策として、創業に至るまでに必要な準備や、具体的知識等を習得する講習を実施しました。

2月1日から27日の9日間、計27時間のカリキュラムで行われ、創業の心構えから始まり、実践的な手法や、目標設定、最終日には作成したビジネスプランの発表まで行いました。

講習では、K-Office 代表の角幸憲氏をメイン講師に、鹿児島労働局と日本政策金融公庫の担当者に現場の声として講話いただきました。

受講者は、熱心に聞き入っており、講話後の質疑応答についても、積極的に質問をするなど、非常に高い関心を持たれておりました。

新しい働き方･休み方が始まっています。

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

詳しくは、鹿児島労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

令和3年度 霧島商工会議所検定試験のご案内

◆検定試験

検定種目			検定施行日	申込受付期間	合格発表
珠　　算	珠　算	第 222 回	6月27日㈰	5月10日㈪～ 5月27日㈭	7月　1日㈭
	暗　算	第　75　回			
	段　位	第 132 回			
	珠　算	第 223 回	10月24日㈰	9月　6日㈪～ 9月24日㈮	10月28日㈭
	暗　算	第　76　回			
	段　位	第 133 回			
	珠　算	第 224 回	4年2月13日㈰	12月20日㈪～ 1月13日㈭	2月17日㈭
	暗　算	第　77　回			
	段　位	第 134 回			
簿　　記	1 ～ 3 級	第 158 回	6月13日㈰	4月26日㈪～ 5月14日㈮	①　8月　3日㈫ ②③ 6月29日㈫
	1 ～ 3 級	第 159 回	11月21日㈰	10月　5日㈫～10月22日㈮	①　1月12日㈬ ②③12月　7日㈫
	2･3 級	第 160 回	4年2月27日㈰	1月11日㈫～ 1月28日㈮	3月15日㈫
かごしま検定	グランドマスター	第　29　回	6月　6日㈰	4月　1日㈭～ 5月　7日㈮	7月　6日㈫
	シニアマスター	第　42　回			
	マスター	第　44　回			
	シニアマスター	第　43　回	9月　8日㈬	7月　5日㈪～ 8月12日㈭	10月　8日㈮
	マスター	第　45　回			
	グランドマスター	第　30　回	4年2月6日㈰	12月　6日㈪～ 1月　7日㈮	3月　7日㈪
	シニアマスター	第　44　回			
	マスター	第　46　回			

●検定試験の申込みは霧島商工会議所で行っています。（受付時間は 9 時～ 17 時　土日祝日を除く）

●カラーコーディネーター・福祉住環境コーディネーター・ビジネス実務法務検定は、以下にお申込ください。

東京商工会議所検定センター TEL.03-3989-0777（土日祝日・年末年始を除く 10：00 ～ 18：00）

ホームページ URL：https://www.kentei.org/

●かごしま検定グランドマスターは申込受付のみで当会議所での検定施行はありません。

＊＊＊ 検定合格おめでとう ＊＊＊

【敬称略】

珠算・暗算検定合格者

（2021年2月14日施行）

段位・珠算

初段　有川帆乃花（大河原珠算教室）

段位・暗算

準初段　川添莉浬愛（中原珠算教室）

珠算の部

3 級　川田　絆貴（迫井そろばん教室）
3 級　岩元　陽向（迫井そろばん教室）
3 級　竪山　結子（中原珠算教室）
4 級　田中　里奈（国分そろばん教室）
5 級　髙山　　駿（中原珠算教室）
5 級　中原　朱理（中原珠算教室）
6 級　田中　公那（国分そろばん教室）
7 級　綿貫　陽乃（国分そろばん教室）
7 級　西田　花凛（国分そろばん教室）

暗算の部

3 級　増﨑　友奏（国分そろばん教室）
3 級　小谷　春馬（中原珠算教室）
5 級　綿貫　陽乃（国分そろばん教室）
5 級　西田　花凛（国分そろばん教室）

※本人掲載承諾のあった方のみ掲載しています。

労働保険事務組合にご加入しませんか？

労働保険の加入の手続きは、霧島商工会議所の労働保険事務組合におまかせください！

労働保険には、雇用保険、労災保険の保険料の申告納付手続きや、労働者の入社、退職時の届出等の事務手続きがあり、事業主にとって、その事務手続きが負担となっている場合が少なくありません。そこで、事業主が行うべき事務を厚生労働省の許可を受けた労働保険事務組合が代わって事務処理を行うものが労働保険事務組合制度です。

【事務委託のメリット】

①事務組合が、一括して事務処理を行うので、事業主の事務処理が軽減されます。
②労災保険には、本来加入することができない事業主や家族従業員も、特別に労災保険に加入することができます。（中小企業主・労災特別加入）
③労災保険料は、金額の多少にかかわらず３回に分けて納付することができます。
④事務委託手数料は、概算保険料の５％です。
（下限 5,500 円、上限 55,000 円）

霧島商工会議所労働保険事務組合（霧島商工会議所）
TEL（0995）45-0313　FAX（0995）45-5662

中小企業・小規模事業者等のみなさまへ

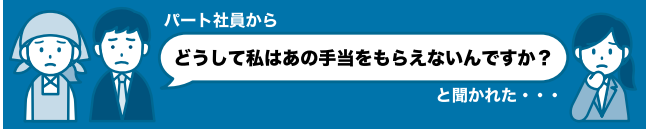

その待遇の違い、説明できますか？

パート・有期法適用間近！

2021年4月から中小企業でも 正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差は禁止になります！

厚生労働省　令和２年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 受託者：全国社会保険労務士会連合会　働き方改革推進支援センター

全国健康保険協会 協会けんぽ 鹿児島支部 の保険料率が変更になります！

◎健康保険料率【鹿児島】

給与・賞与の
10.36％
令和2年度は10.25％

◎介護保険料率【全国一律】

給与・賞与の
1.80％
令和2年度は1.79％

令和３年３月分（４月納付分）からの変更となります。

※ 40 歳以上 65 歳未満の方（介護保険第２号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
※保険料額表につきましては、２月にお送りする納入告知書に同封しております。
※健康保険料率と介護保険料率は、労使折半です。
※任意継続被保険者の方は、令和３年４月（４月納付分）からとなります。（全額負担）

加入者一人一人の健康への取り組みが保険料率の上昇を抑える大きな力になります。

UBUKOKmini通信 3月号

霧島商工会議所青年部ウブコックミニ

新入部員紹介

今年度は沢山の新入部員が加わりました。今回のUBUKOKminiでは３名の新入部員を紹介いたします。様々な活動を通して地域社会の発展に新たな風を吹き込んでくれることを期待しています！

①生年月日　②事業所　③事業所住所　④趣味特技　⑤メッセージ

溝延祐樹さん

①昭和58年10月28日
②国分隼人法律事務所
③国分野口西21番11号
④歴史と絵本探し
⑤YEG活動を通じて自分がどのように地域経済へ貢献できるかを模索していきたいと思います。

川原翔太さん

①平成4年4月15日
②わさお代行
③国分福島4丁目40-30
④仕事
⑤霧島市を盛り上げたいです!

菊谷友宏さん

①平成5年5月18日
②d@home
③国分府中町3-21-1
④ゴルフ、和太鼓
⑤地元霧島市の地域活性化、盛り上げに貢献できるよう、精一杯頑張ります!

九州商工会議所青年部連合会 令和３年度九州スクラム絆委員会 第１回委員会

令和３年２月27日（土）鹿児島市内にて令和３年度の九州スクラム絆委員会が開催されました。

霧島YEGの出向者は政策提言委員会に所属し、年間を通して九州各地の単会や会員の企業経営を後押しできるように、補助金、助成金の発信と運用サポートや九州経済産業局との情報交換、九州ブロック各単会からの意見収集及びアンケート調査の実施などの活動を行います。今回の委員会では５月29日に開催される春の会長会議に向けた準備を行いました。

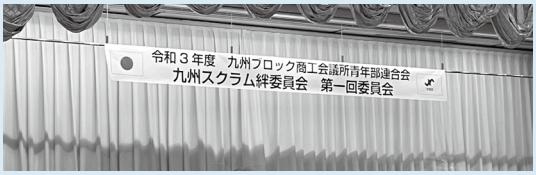

霧島商工会議所青年部
部員求む!

霧島商工会議所青年部では「人づくり・街づくり」を合言葉に様々な活動をしています。
活動を通じて、多くの方々と出会い、
世代を超えて熱い交流をしていきましょう。
さぁ、あなたも一緒に「人づくり・街づくり」を目指しましょう!

入部資格
★霧島商工会議所の会員企業で40歳までの方。
★経営者・後継者および企業の方。
★事業所の代表者または後継者以外の方は、勤務先の代表者の推薦も必要です。

ホームページQRコード

ホームページより申込書をダウンロードできます！詳しくはメールまたはお電話にてお問い合わせください。
web: http://kirishima-yeg.com/ mail: info@kirishima-yeg.com/

霧島商工会議所青年部
TEL:0995-45-0313　FAX:0995-45-5662

令和3年4月1日より、税込価格の表示（総額表示）が必要になります！

財務省

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- 店頭の値札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

総額表示に《該当する》価格表示の例

※税込価格 10,780 円（税率 10%）の商品の例

10,780 円　10,780 円（税込）　10,780 円（うち税 980 円）　10,780 円（税抜価格 9,800 円）

10,780 円（税抜価格 9,800 円、税 980 円）　10,780 円（税込 10,780 円）

税込価格が明瞭に表示されていれば、
消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

消費者が値札や広告により、商品・サービスの選択・購入をする際、支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、価格の比較も容易にできるよう、**総額表示義務**は、平成 16 年 4 月より実施されているものです。

総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800 円（税抜）　9,800 円（本体価格）　9,800 円＋税

※平成 25 年 10 月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和 3 年 3 月 31 日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和 3 年 4 月 1 日以後は、総額表示が必要になります。

令和３年度の雇用保険料率について
～令和２年度から変更ありません～

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの雇用保険料率は以下のとおりです（令和 2 年度から変更ありません。）。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き 3/1,000 です（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は 4/1,000 です。）。
- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き 3/1,000 です（建設の事業は 4/1,000 です。）。

令和３年度の雇用保険料率

負担者 / 事業の種類	①労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	②事業主負担	①＋②雇用保険料率
一般の事業	**3/1,000**	**6/1,000**	**9/1,000**
（2 年度）	3/1,000	6/1,000	9/1,000
農林水産・清酒製造の事業 ※	**4/1,000**	**7/1,000**	**11/1,000**
（2 年度）	4/1,000	7/1,000	11/1,000
建設の事業	**4/1,000**	**8/1,000**	**12/1,000**
（2 年度）	4/1,000	8/1,000	12/1,000

（枠内の下段は令和２年度の雇用保険料率）

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済対策【鹿児島県・霧島市（商工振興課）】

	No	事業名	対象者	主な給付（支援）要件	業種	給付（支援）額	申請時期	問い合わせ先
霧島市	1	事業継続支援給付金給付事業 【観光関連事業者緊急支援型】	市内に事業所（店舗）がある観光関連事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年 12 月から令和３年２月の任意の１か月の売上が、前年同月に比して 30% 以上減少していること。	宿泊業	１～５室まで 20 万 ６～ 10 室まで 40 万 以後、10 室あたり 20 万円加算（上限 200 万円）	令和３年２月 26 日～令和３年５月 31 日	霧島市商工振興課 0995-55-1603 8:15 ～ 17:00 （土日・祝日は除く）
					貸切バス	１台あたり 10 万円（上限 200 万円）		
					レンタカー	１～ 10 台まで 20 万円 以後、10 台あたり 10 万円加算（上限 100 万円）		
					駐車場業（鹿児島空港周辺）	51 ～ 100 台まで 20 万円 以後、50 台あたり５万円加算（上限 50 万円）		
					旅行業	一律 20 万円		
	2	事業継続支援給付金事業 【飲食店取引事業者緊急支援型】	市内に事業所（店舗）があり、市内の飲食店と直接取引のある事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年 12 月から令和３年２月の任意の１か月の売上が、前年同月に比して 30% 以上減少していること。	飲食店と直接取引のある事業者（食材・酒類・業務用資材等の卸売業、おしぼり等のリネンサプライ業者など）	一律 20 万円	令和３年３月下旬～令和３年５月末予定	
鹿児島県	3	新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金	要請前は 21 時以降も営業していた飲食店で、県の時短要請に協力した飲食店	■令和３年１月 25 日～２月７日までの全ての期間で以下の時短要請に協力したこと。 ①営業時間は、５時から 21 時までの間とする。 ②酒類の提供は、11 時から 20 時までの間とする。 ■令和３年１月 22 日時点で営業継続中、かつ、食品衛生法の規定による飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けていること。	要請前は 21 時以降も営業していた飲食店	１店舗あたり 56 万円	令和３年２月 26 日～令和３年３月 31 日	時短要請 コールセンター 099-248-8442 9:00 ～ 18:00 （土日・祝日を含む）
	4	事業継続緊急支援金給付事業	新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている中小企業、個人事業者等	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年 12 月から令和３年２月の任意の１か月の売上が、前年同月に比して 70% 以上減少していること。	中小企業・個人事業者等 ※ 上記３の飲食店を含む	売上減少 70% 以上　20 万円		
	5	事業継続緊急支援金給付事業 【拡充】	新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている飲食店の直接取引先・タクシー・運転代行・宿泊業・旅行業・貸切バス・レンタカー	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年 12 月から令和３年２月の任意の１か月の売上が、前年同月に比して 50% 以上減少していること。	飲食店の直接取引先・タクシー・運転代行・宿泊業・旅行業・貸切バス・レンタカー	売上減少 70% 以上　30 万円 売上減少 50% 以上 70% 未満　20 万円		
	6		新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている飲食店	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年 12 月から令和３年２月の任意の１か月の売上が、前年同月に比して 50% 以上減少していること。	営業時間が 21 時までの飲食店	売上減少 70% 以上　30 万円 売上減少 50% 以上 70% 未満　20 万円		